第４回確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会 2026年11月26日	資料１

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

ＤＣ制度に係る中長期的課題①（拠出限度額）

令和８年11月26日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

１．これまでのＤＣ制度拠出限度額に関する議論

これまでの改正経緯

○　我が国においては、これまで企業年金・個人年金等に関する制度・税制が**段階的に整備・拡充**されてきた中で、働き方や勤め先の企業によって受けられる税制上の非課税枠が異なっているなどの課題があった。

○　この点に関して、我が国でも、老後の所得確保に向けた支援（非課税拠出の枠）を**公平にするとともに分かりやすい制度**とする観点から、個人型確定拠出年金（個人型DC（iDeCo））等を活用した「穴埋め型」や「共通の非課税枠」についての提案がなされてきた。

○　**令和４年度税制改正**においては、**企業型ＤＣの事業主掛金とiDeCoの掛金との合算管理の仕組み**を構築し、月額5.5万円から各月の事業主掛金を控除した残余の範囲内で（ただし、月額2.0万円を上限）、iDeCoの掛金を各月拠出できるようになった。

○　さらに、**令和７年度税制改正**においては、企業年金がない第２号被保険者と企業年金がある第２号被保険者との間で企業年金を含めた私的年金全体の拠出限度額に差が生じている実態を踏まえ、働き方や勤め先の違いによって有利・不利が生じない制度とするといった視点や、シンプルな制度とするといった視点に基づき、**iDeCoについて企業年金と合わせた共通の拠出限度額まで拠出**できるよう、見直しを行った。

○　加えて、企業型 DC の拠出限度額は、退職前給与の６割に相当する水準を、公的年金と私的年金とでカバーすることを勘案して設定されているところ（具体的には、目標となる当該給付水準を満たすために必要な保険料率を、加入者の大部分をカバーできる賃金水準に乗じたものを拠出限度額としている。）、**企業型 DC の拠出限度額について賃金の上昇等の経済・社会情勢の変化を踏まえた見直し**を行い、2026年（令和８年）12月より、6.2万円となる。

加入者利便性向上に向けた取り組み

○　このように、企業年金と個人年金の併用や加入者拡大等の、制度の拡充を図る中において、制度創設以来、一貫して**加入者利便性向上**に向けた取り組みも行ってきた。

・　**2021年1月**からは、iDeCoの**加入・移換手続き**の電子化を開始。

・　**2024年12月**からは、企業年金プラットフォームを稼働し、国民年金基金連合会が本プラットフォームを通じて企業年金の加入状況を直接確認できるようにしたことから、**事業主による証明を不要化**。

・　**2025年10月**からは、**e-iDeCo**（iDeCoオンライン手続きサービス）により、iDeCoの**諸変更手続き**の電子化を開始。　等

（参考）iDeCo拠出限度額の引き上げ

<iDeCoの拠出限度額の引き上げのイメージ>

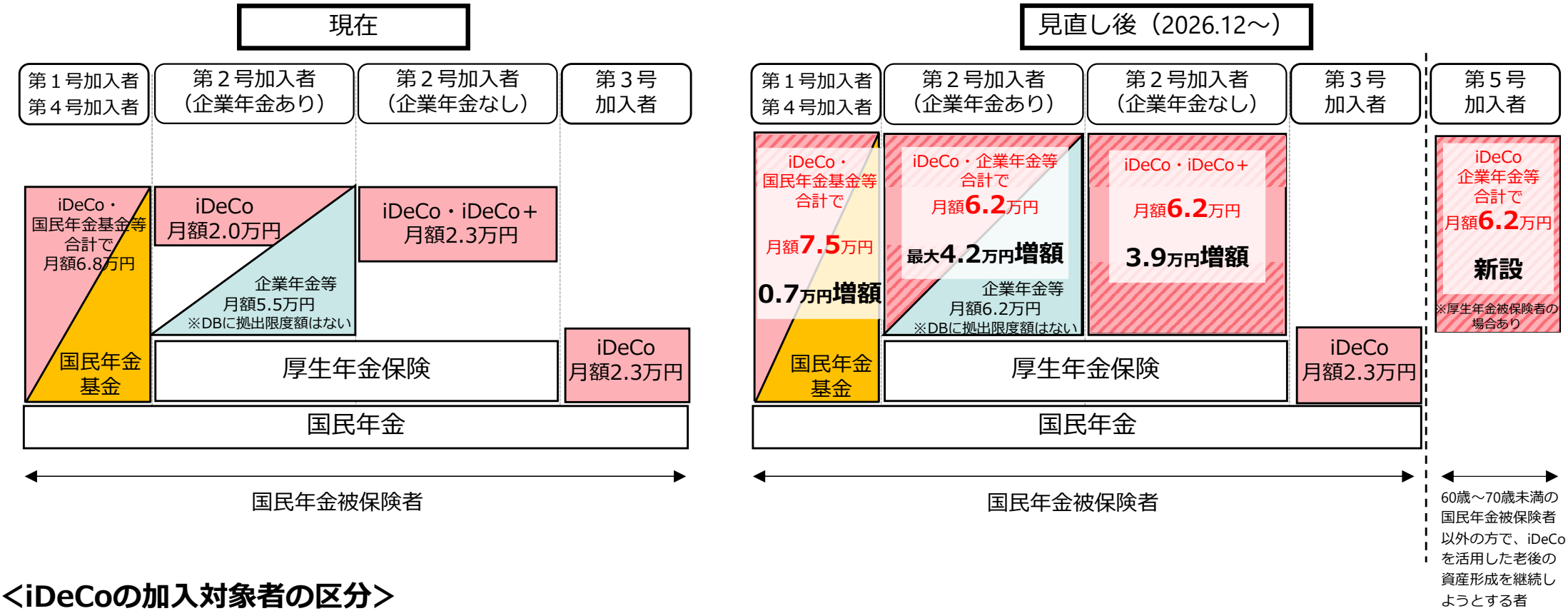

<iDeCoの加入対象者の区分>

第１号加入者：国民年金第１号被保険者（20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、フリーランス、学生）

第２号加入者：国民年金第２号被保険者（会社員や公務員等の厚生年金保険の被保険者）

第３号加入者：国民年金第３号被保険者（国民年金第２号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者）

第４号加入者：国民年金任意加入被保険者（60歳以上65歳未満の者、または、20歳以上65歳未満の海外居住者で、国民年金の保険料の納付済期間が480月に達していない者）

第５号加入者：60歳以上70歳未満の国民年金被保険者以外の者で、iDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者

（①iDeCo加入者、②iDeCo運用指図者、③企業年金からiDeCoに資産を移換する者　①～③いずれかに該当する者であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者、マッチング拠出を実施していない者）

（参考）これまでのiDeCoの拠出限度額に係る制度の変遷

2026.12～
５号を新設

	制度発足（2000年～）	2017.1～（iDeCo加入対象拡大）	2024.12～ （DCとの合算は2022.10～）	2026.12～ （2号は共通枠化）
制度の概要	企業年金/企業年金がない者（個人型DC） 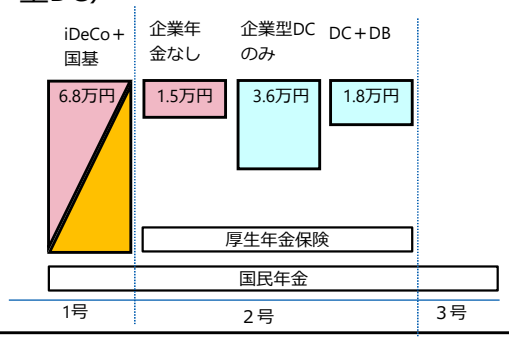	企業年金ある者も含めて個人型DCの活用が可能に 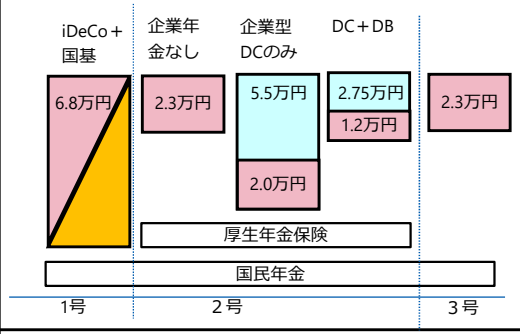	公平性の確保のため、企業年金の枠を活用可能に 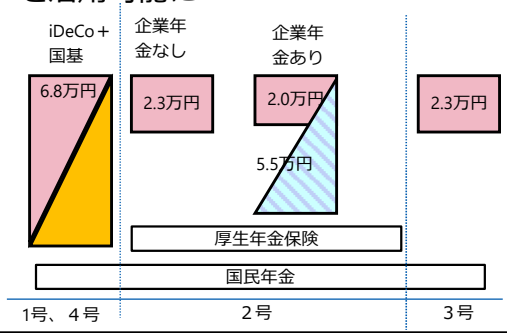	公平性の確保のため、企業年金と個人型DC枠の共通化 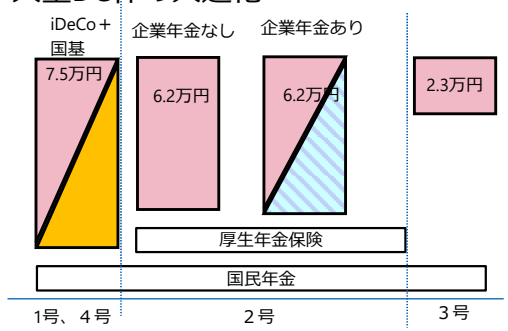
	○企業型DCは3.6万円、DBありの場合にはその１／２水準(1.8万円)に設定。 ○個人型DCは、国民年金第１号被保険者、企業年金のない第２号被保険者が対象。企業年金と併用不可。	○企業型DCは5.5万円、DBありの場合には2.75万円。 ○個人型DCの対象を、企業年金がある者（公務員等共済加入者を含む）第3号にも拡大。 ○企業年金併用の場合、DC併用は2.0万円、DB併用は1.2万円を上限。	○企業型・個人型の合算管理の開始。 ※ＤＢの他制度掛金相当額を含む。（ＤＢに拠出限度額はない。） ※４号加入者（任意加入者）の創設は、2022年５月。 ○企業年金併用の場合には個人型は最大2.0万円まで拠出可能に。	○企業型DC6.2万円に。 ※５号加入者（60歳以上70歳未満の一定の要件を満たした者）の創設。上限6.2万円。 ○企業年金併用の場合には合算して6.2万円まで拠出可能に。
確認する情報（国基連）	●国民年金被保険者資格 ●厚生年金被保険者情報 ○企業年金の有無、種類		○企業年金の有無、種類、DC掛金額、DB掛金相当額	
確認方法（国基連）	●機構との突合 ○事業主証明（加入時）【紙】 他年金状況調査（年次）【紙】		○企業年金プラットフォーム全面稼働 （事業主証明の廃止）	

２．ＤＣ制度拠出限度額に関する課題等

制度運営上の課題等

○　iDeCoの加入対象の拡大や、企業年金との併用による制度の充実により、私的年金全体における拠出限度額管理を含む**資格管理の実務は複雑化**しており、その結果、**制度運営主体の事務負担が大きい構造**となっている。

○　また、幾度の改正による**システム改修経費**（国基連、運営管理機関等）の負担や、**規約改定作業**（事業主）の負担も相当程度ある。

○　私的年金制度の掛金拠出の在り方を検討するに当たっては、働き方や勤め先の違いによって有利・不利が生じない**公平**な制度とするといった視点や、**シンプル**な制度とするといった視点が重要。

※　諸外国では本人管理を基本とする制度も見られるが、税制や徴収方法等の制度環境が日本と異なっており、単純比較はできない点に留意が必要。

拠出限度額の在り方

○　現在の企業型DCの拠出限度額については、退職前給与の６割を公的年金と私的年金とでカバーすることを勘案し、それを前提とした算定式により拠出限度額を設定している。

○　**物価や賃金の変化や高齢期の長期化を反映した必要額**などについて**諸外国の制度**も参考にしながら、拠出限度額の在り方について、引き続き検討を行う必要がある。

○ その際、令和７年度税制改正大綱（令和６年12月20日自由民主党・公明党）において、私的年金や退職給付の在り方について、**拠出・運用・給付の各段階を通じた包括的な見直し**が求められている点も踏まえつつ、中長期的には、**キャッチアップ拠出や生涯拠出限度額**といった拠出の仕組みについても、引き続き検討を深めるべきである。

令和７年度税制改正大綱（令和６年12月20日　自由民主党・公明党）＜抜粋＞

３．経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

（１）個人所得課税のあり方

① 私的年金等に関する公平な税制のあり方

働き方やライフコースが多様化する中で、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとしていくことが、豊かな老後生活に向けた安定的な資産形成の助けとなると考えられる。

こうした考えの下、勤務先の企業が企業年金を設けているかどうか、企業年金の形態がどうであるかといった違いにかかわらず、継続的に、かつ、平等に資産形成をできる環境の整備を進めるため、iDeCoの拠出限度額について、「穴埋め型」による引上げを行う。

さらに、豊かな老後生活に向けて、公的年金を補完し、老後に向けた資産形成を支援するという私的年金の役割を踏まえ、賃金上昇の状況を勘案し、確定拠出年金の拠出限度額について7,000円の引上げを行う。また、公的年金による保障が相対的に限定的な個人事業主のiDeCo等の拠出限度額についても、同額の引上げを行う。確定拠出年金については、加入率が３分の１以下にとどまる、拠出限度額の近くまで拠出している者の割合が低い、高所得者ほど利用者が多く拠出額も多いといった実態もある。今後、こうした実態を踏まえ、**拠出限度額の考え方について、各国の制度も参照しながら、次期年金制度改革までに検討し、結論を得る。**

包括的所得課税の下では、拠出時に所得控除の対象とされる、私的年金を含む年金については、給付時において相応の課税がなされることが原則と考えられる。しかしながら、現行の年金課税や退職所得課税の下では、私的年金の給付時課税が限定的となっており、給付時課税のあり方を検討する必要がある。

また、退職金や私的年金等の給付に係る課税について、給付が一時金払いか年金払いかによって税制上の取扱いが異なり、給付のあり方に中立的ではないといった指摘がある。

退職所得課税については、勤続年数が20年を超えると１年あたりの退職所得控除額が増加する仕組みが転職の増加等の働き方の多様化に対応していないといった指摘もある。

退職金や私的年金等のあり方は、個人の生活設計にも密接に関係すること等を十分に踏まえながら、**拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しが求められる**。例えば、各種私的年金の共通の非課税拠出枠や従業員それぞれに私的年金等を管理する個人退職年金勘定を設けるといった議論も参考にしながら、あるべき方向性や全体像の共有を深め、具体的な案の検討を進めていく。

（参考）確定拠出年金制度のしくみ（イメージ）

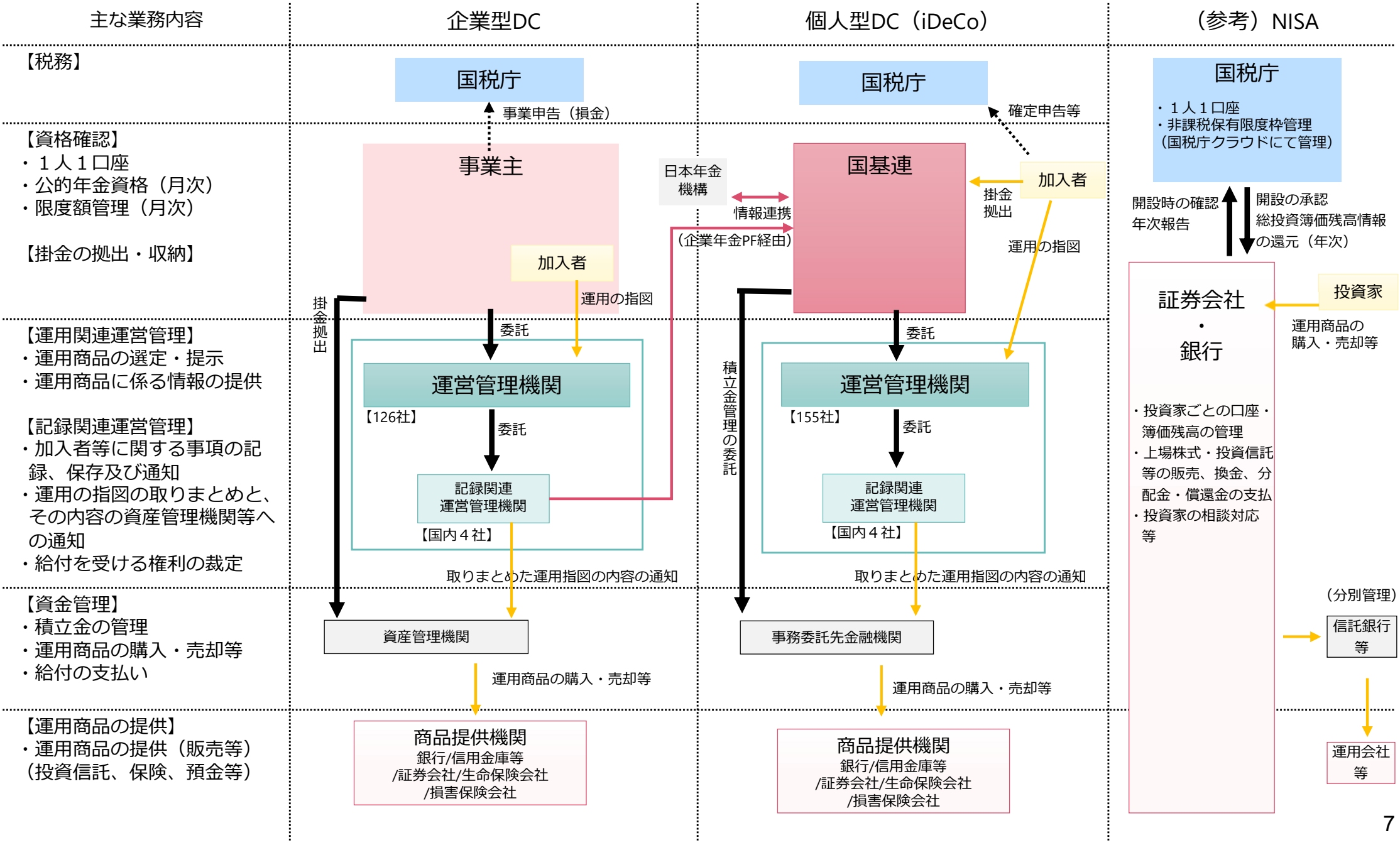

【参考】「生涯拠出枠」／「キャッチアップ拠出」

○　企業年金の多くが賃金カーブに応じた設計となっているため、若年期と中高年期とで企業年金の拠出額の差がある実態や、ライフコースに応じて個々人の拠出額は変動することから、拠出限度枠の未利用分を繰り越して使える生涯拠出枠や、退職準備世代に対して追加の拠出枠（キャッチアップ拠出）について提案があった。

粗いイメージ

R6.12以降制度

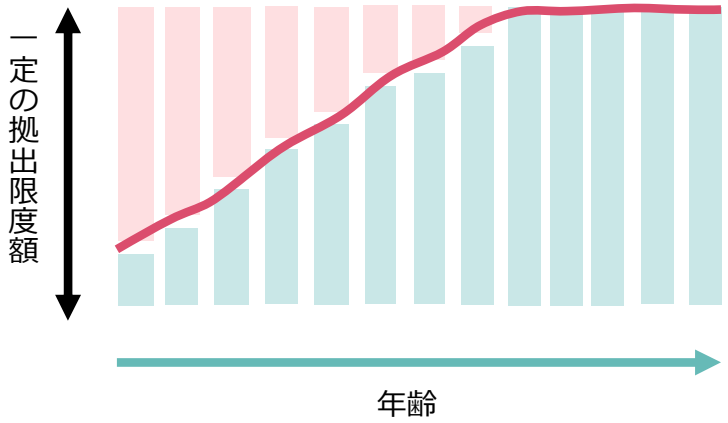

生涯拠出枠

生涯拠出限度額の未利用分の範囲で追加拠出が可能

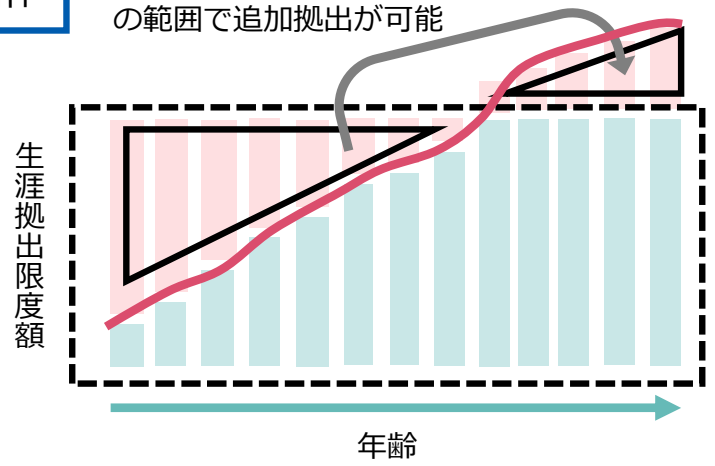

キャッチアップ拠出枠

一定年齢以降において一定額内での追加拠出が可能

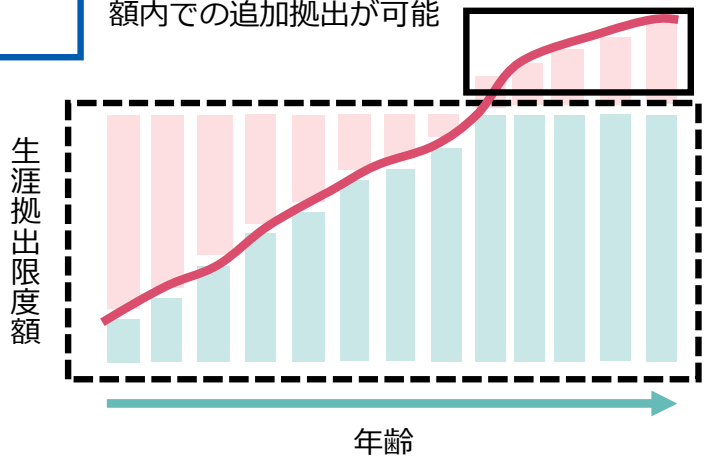

（出典）ヒアリング資料を基に厚生労働省にて作成

（参考）諸外国との比較（DC拠出限度額管理・資格管理等）

	日本	米国		英国	カナダ
主な DC制度	企業型DC 個人型DC（iDeCo）	職域年金（401K） 個人年金（個人退職金勘定（IRA））		職域年金 個人年金	企業年金（RPP） 個人年金（登録退職貯蓄（RRSP））
制度の 実施主体	事業主 国民年金基金連合会	事業主 金融機関（個人が選択）		事業主 金融機関（個人が選択）	事業主 金融機関（個人が選択）
加入資格 の確認	国民年金・厚生年金加入者等であることを確認（基礎年金番号）	SSN（社会保障番号）		NI（国民保険番号）	SIN（社会保険番号）
年間 拠出限度額 の管理	制度の実施主体 ＊原則１人１口座（企業型・個人型） 企業⇔個人の合算管理あり ＊管理は（iDeCo側）に集約（企業年金の額によってiDeCo拠出限度額が減額・停止される	個人管理 ＊複数口座保有可 ＊金融機関は口座ごと 企業⇔個人の合算管理なし ＊職域年金に加入している場合、加入者の所得に応じ、IRAの所得控除可能額が縮小 ＊IRAの所得控除可能額の管理は個人が行い、税務当局が確定申告時に確認		個人管理 ＊複数口座保有可 ＊金融機関は口座ごと 企業⇔個人の合算管理あり ＊管理は個人が行い、税務当局（歳入関税庁）へ申告） ＊2024.4.6以降生涯累計限度額は廃止（年間拠出限度額のみとなった）	税務当局が管理 ＊複数口座保有可 ＊各金融機関は口座ごと 企業⇔個人の合算管理あり ＊管理は税務当局（歳入庁）が行う
拠出時の税制 (個人拠出分)	所得控除	所得控除		所得控除	所得控除
拠出限度額 超過時の ペナルティ	なし ＊企業型・iDeCo各１口座のみであり、合算管理は、国基連によるiDeCo側の限度額調整にて実施しているため、原則的には生じない。	401k：拠出時及び給付時に二重の課税	IRA：ペナルティ課税（超えた分について＋６％）	超過分は課税 （所得控除の対象とならない）	企業年金：超過分の是正 個人年金：ペナルティ課税（拠出限度額＋$2,000を超えると毎月１％）
税務当局への 申告・報告	（事業主掛金） 事業主が損金算入の上、税務署に申告 （加入者掛金） 事業主が源泉徴収(年末調整を含む）の上、税務署に申告。または、納税者が確定申告により申告。 ＊iDeCoは国基連が基礎年金番号を元に限度額を管理し、控除証明書を作成 ＊多くは事業主の年末調整による対応であり、納税者自身の負担が軽減されている。	納税者は、税務当局への所得税申告時に控除額を申告 事業主・金融機関は、税務当局（内国歳入庁）に拠出額を報告 ＊SSNを元に上記データを紐づけ		納税者は、税務当局に超過分について申告義務 事業主・金融機関は、税務当局（内国歳入庁）に拠出額を報告 ＊NIを元に上記データを紐づけ	各事業主・金融機関は、税務当局（歳入庁）に控除限度額を報告 ＊SINを元に上記データを紐づけ ＊納税者から確定申告等された情報を元に翌年の控除限度額が算定される
拠出限度額	企業型DC： 月6.2万円 → 年74.4万円 個人型DC： 月7.5万円（第１号）→　年90万円 月6.2万円（第２号）→　年74.4万円 月2.3万円（第３号）→　年27.6万円 月7.5万円（第４号）→　年90万円 月6.2万円（第５号）→　年74.4万円 ＊2026年12月時点	401k： 年$72,000（約1116万円） うち本人$24,500（約380万円） ＊50歳未満 ＊キャッチアップ（50～59歳、64歳以上）$8,000（約120万円） ＊キャッチアップ（60～63歳）$11,250（約174万円） ＊2026年時点	IRA： 年$7,500（約116万円） ＊50歳未満 ＊キャッチアップ（50歳以上）$1,100（約17万円） ＊2026年時点	年£60,000（約1265万円） ＊高所得者については非課税の拠出限度額が縮小 ＊年齢別のキャッチアップ制度はないが、直近３課税年度分の未使用分についても拠出可能。 ＊2026年時点	年$33,810（約384万円） ＊拠出限度額は、前年度所得の18%と$33,810とのいずれか低い方が適用 ＊年齢別のキャッチアップ制度はないが、過去の年度で使わなかった拠出枠は無期限で繰り越し（拠出可能年齢まで）。 ＊2026年時点

※2026年４月23日時点 厚生労働省年金局調べ
※換算レートは報告省令レート（４月分 日本銀行）

（参考）企業型DCの拠出限度額の考え方

○　企業型DCの拠出限度額は、給付時に退職前給与の６割に相当する水準を公的年金と私的年金とでカバーすることを勘案して設定。

○　目標となる当該給付水準を満たすために必要な保険料率を、加入者の大部分をカバーできる賃金水準に乗じて掛金の拠出限度額としており、2026年（令和８年）12月より6.2万円となる。

拠出限度額の算定式：「**賃金水準**（72.8万円）」×「**保険料率**（8.5%）」＝ **6.2万円**

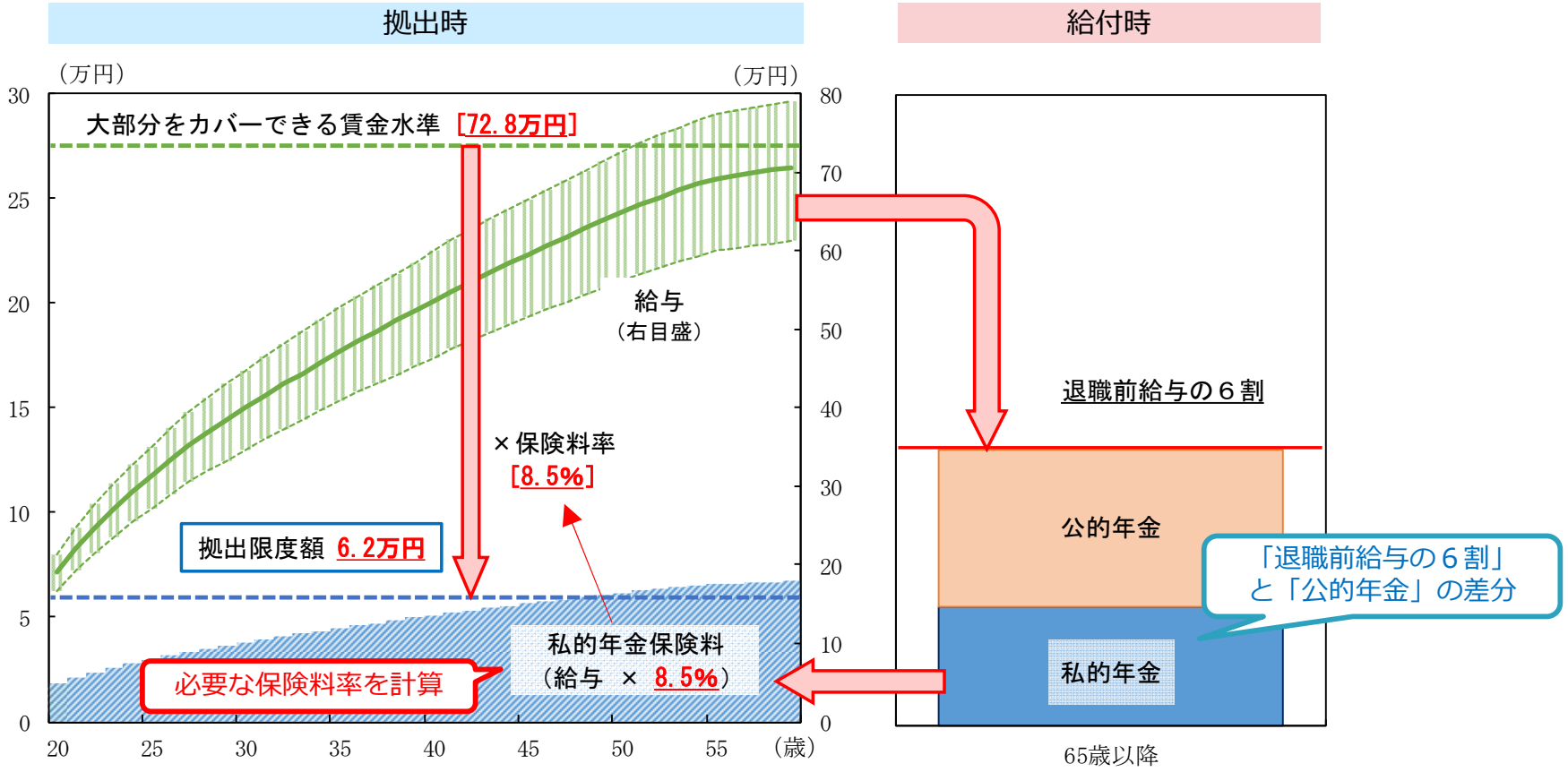

※　保険料率（8.5%）は、厚生年金の名目報酬比例分に相当する保険料率（厚生年金基金の免除保険料率に相当）3.8%に、私的年金でカバーする努力目標の比率2.23を乗じたもの。

諸外国の私的年金制度に関する調査

調査主体・実施時期	調査目的・内容
【調査主体】 藤澤陽介 （早稲田大学大学院会計研究科客員教授） 「令和8年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））」 【実施時期】 令和8年度中に取りまとめ予定。	【調査目的】 今後の私的年金制度改正の検討に資する基礎資料を得ることを目標とし、**諸外国の制度設計**（私的年金制度における拠出限度額、脱退一時金その他低所得者等の拠出支援策など）、実務の背景について、文献調査及びヒアリング調査を行う。 【調査内容】 ○我が国の確定拠出年金制度の拠出限度額の検討に資するよう、諸外国（米英加独仏の5カ国を想定）の拠出限度額の水準の算定根拠（特に将来の給付水準の考え方、給付の設計方法等）、物価賃金への対応方法を詳細に調査した結果を整理して提示すること。 ○我が国の脱退一時金の検討に資するよう、諸外国（米英加独仏の5カ国程度を想定）の私的年金制度における中途引き出しの要件、近年の制度改正の状況やその背景、実務的側面を詳細に調査した結果を整理して提示すること。 ○我が国の低所得者及び中堅所得者の高齢期における所得の確保を図るための方策の検討に資するよう、諸外国（主要国に加えて、特徴的な国も含め幅広く分析できればより望ましい）の私的年金制度における低所得者等の拠出支援策（例えば、米のセイバーズ・マッチのような低中所得者の拠出に対し政府が拠出額を上乗せする仕組み、強制積立制度、集団運用・利率保証の仕組み等）について、最新の動向を調査するとともに、政策効果、実務的側面、税制との関係、諸外国間の比較等の分析を行うこと。

３．本日ご議論いただきたいこと

論点

○　令和７年改正法が公布され、今年12月には拠出限度額の引き上げが行われる中、さらなる制度改善に向けた課題の整理を行う。

○　具体的には、以下の論点について、主にご意見を伺いたい。

・　現在の拠出に関する**公平性**（企業年金・個人年金の合算管理　等）

・　加入者の**利便性**（オンライン化の進捗、加入者目線でのわかりやすさ　等）

・　限度額の**在り方**（キャッチアップ拠出、限度額水準、合算管理　等）

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

（参考）現状等

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

iDeCoの掛金額別の加入者割合（第１号・第３号被保険者）

○　拠出限度額の上限まで拠出している者の割合は、第１号被保険者は13.5%、第3号被保険者は35.3%である。

【第１号被保険者】（n＝41.1万人）
拠出限度額　月額6.8万円

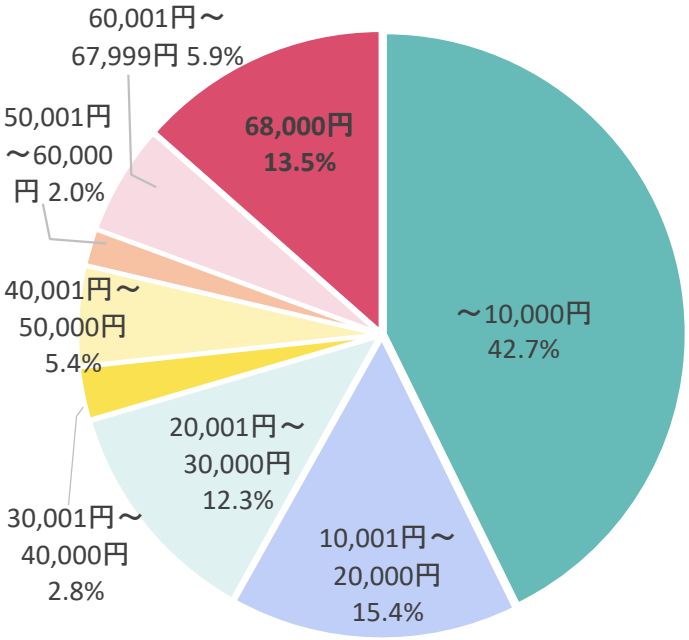

平均掛金額　27,086円

【第３号被保険者】（n＝15.2万人）
拠出限度額　月額2.3万円

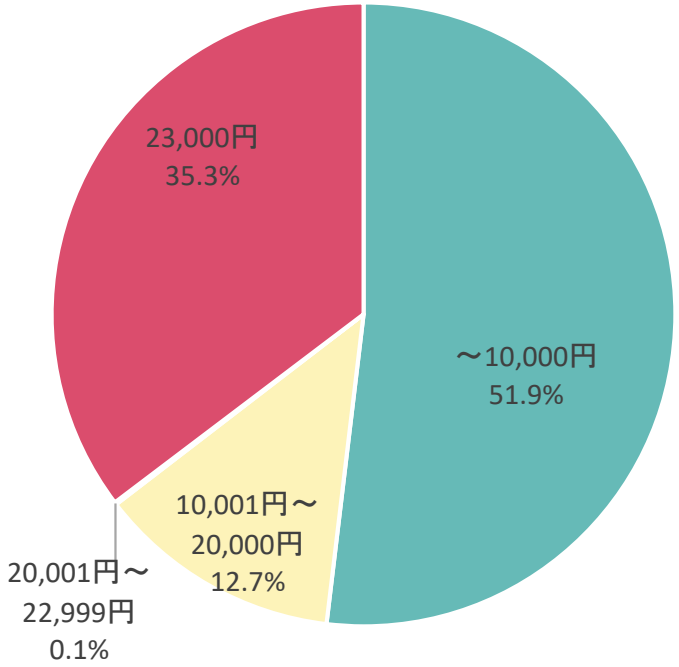

平均掛金額　13,804円

（出典）国民年金基金連合会調べ（2026（令和8）年8月末現在）
（注）掛金額は、毎月定額拠出している加入者が2026（令和8）年8月に拠出した加入者掛金の額

iDeCoの掛金額別の加入者割合（第２号被保険者）

【企業型も確定給付型も実施していない場合】（n＝206.0万人）
拠出限度額　月額2.3万円

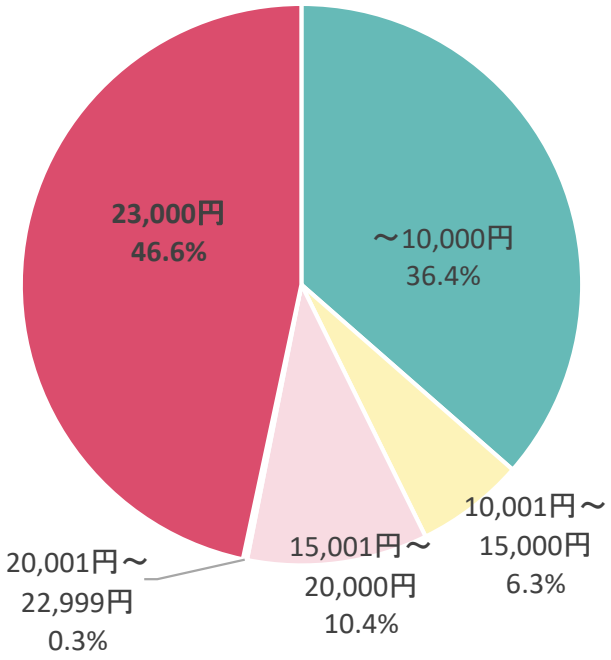

平均掛金額　16,363円

【確定給付型を実施している場合】（共済組合員を含む）
（n＝137.8万人）
拠出限度額　月額2.0万円

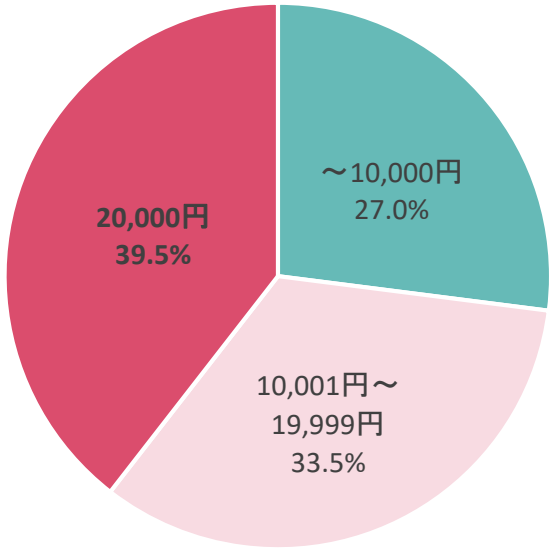

平均掛金額　13,977円

（出所）国民年金基金連合会調べ（2026（令和8）年8月末現在）
（注）掛金額は、毎月定額拠出している加入者が2026（令和8）年8月に拠出した加入者掛金の額。拠出限度額は2026（令和8）年8月時点。

年齢及び掛金額ごとのiDeCo加入者の人数の状況（第１号被保険者・任意加入被保険者）

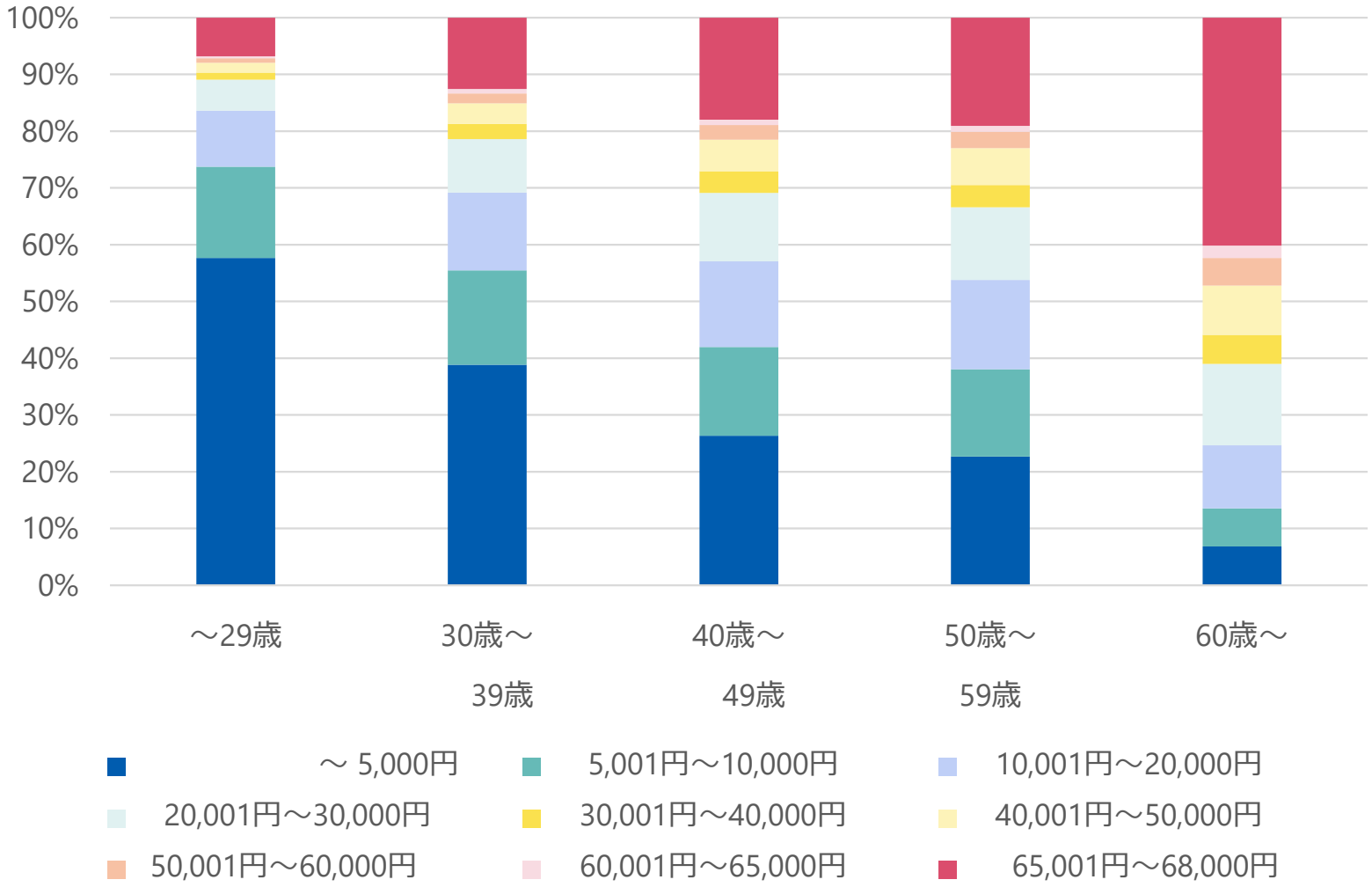

（出典）2025（令和７）年度確定拠出年金運営管理機関業務報告書を基に厚生労働省作成
（注）集計区分は、確定拠出年金運営管理機関業務報告書の作成のために設定されたもの
掛金額は2024（令和６）年12月から2025（令和７）年11月に拠出された掛金総額を加入月数で除した額

年齢及び掛金額ごとのiDeCo加入者の人数の状況（第２号被保険者）

【企業型も確定給付型も実施していない場合】（n＝192.8万人）
拠出限度額　月額2.3万円

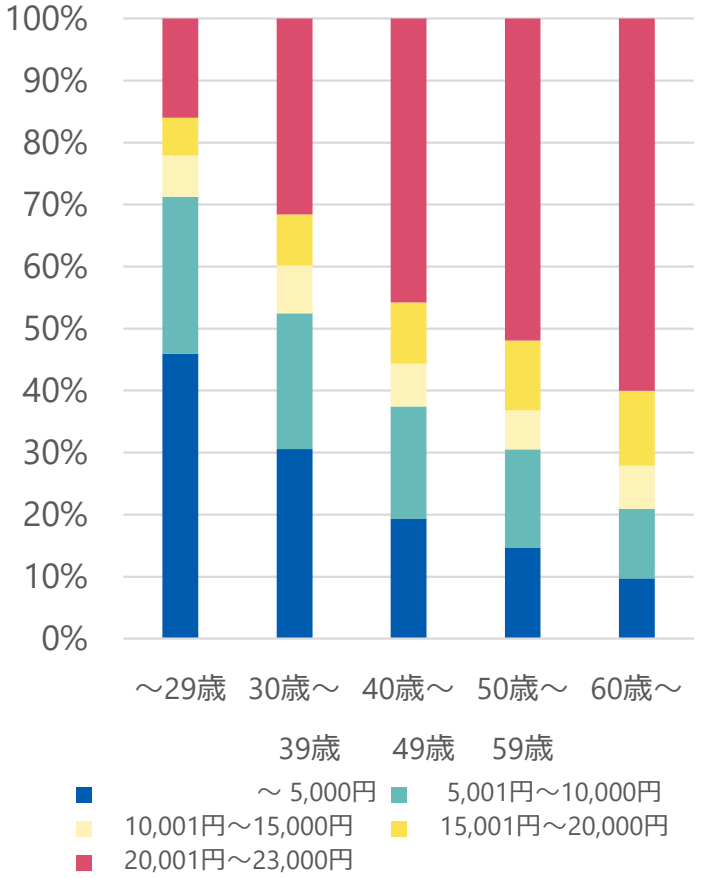

【企業型のみを実施している場合】（n＝16.1万人）
拠出限度額　月額2.0万円

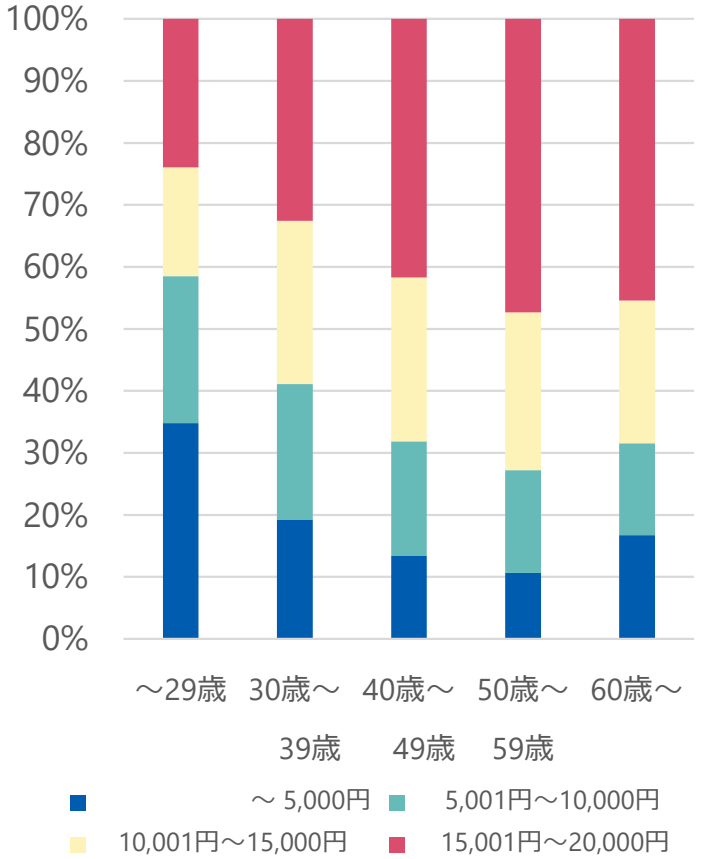

【確定給付型を実施している場合】（共済組合員を含む）（n＝114.3万人）
拠出限度額　月額2.0万円

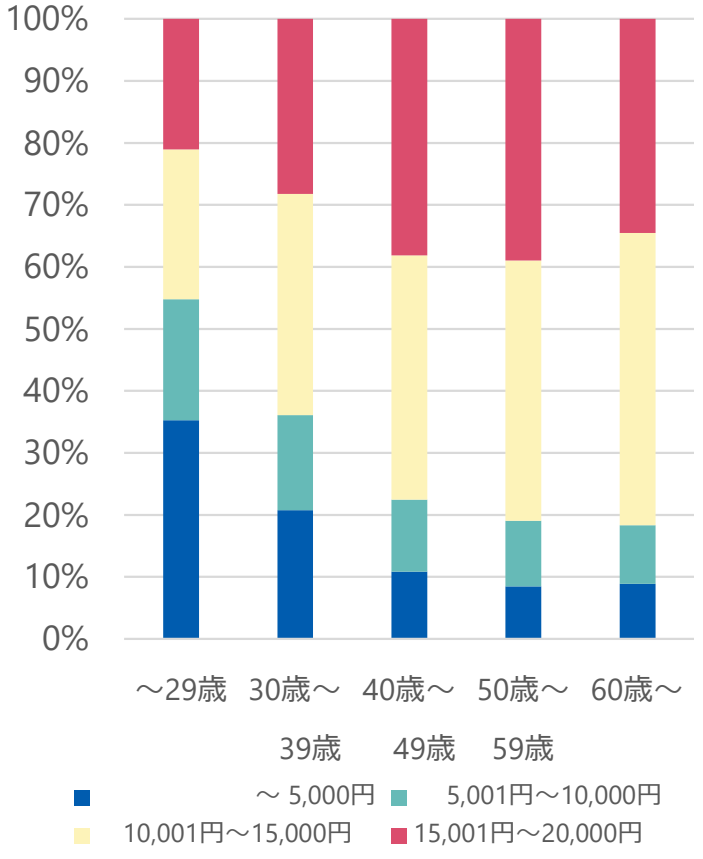

（出典）2025（令和７）年度確定拠出年金運営管理機関業務報告書を基に厚生労働省作成
（注）集計区分は、確定拠出年金運営管理機関業務報告書の作成のために設定されたもの
掛金額は2024（令和６）年12月から2025（令和７）年11月に拠出された掛金総額（ただし、iDeCoプラスを実施している場合は、中小事業主掛金を含む。）を加入月数で除した額

年齢及び掛金額ごとのiDeCo加入者の人数の状況（第３号被保険者）

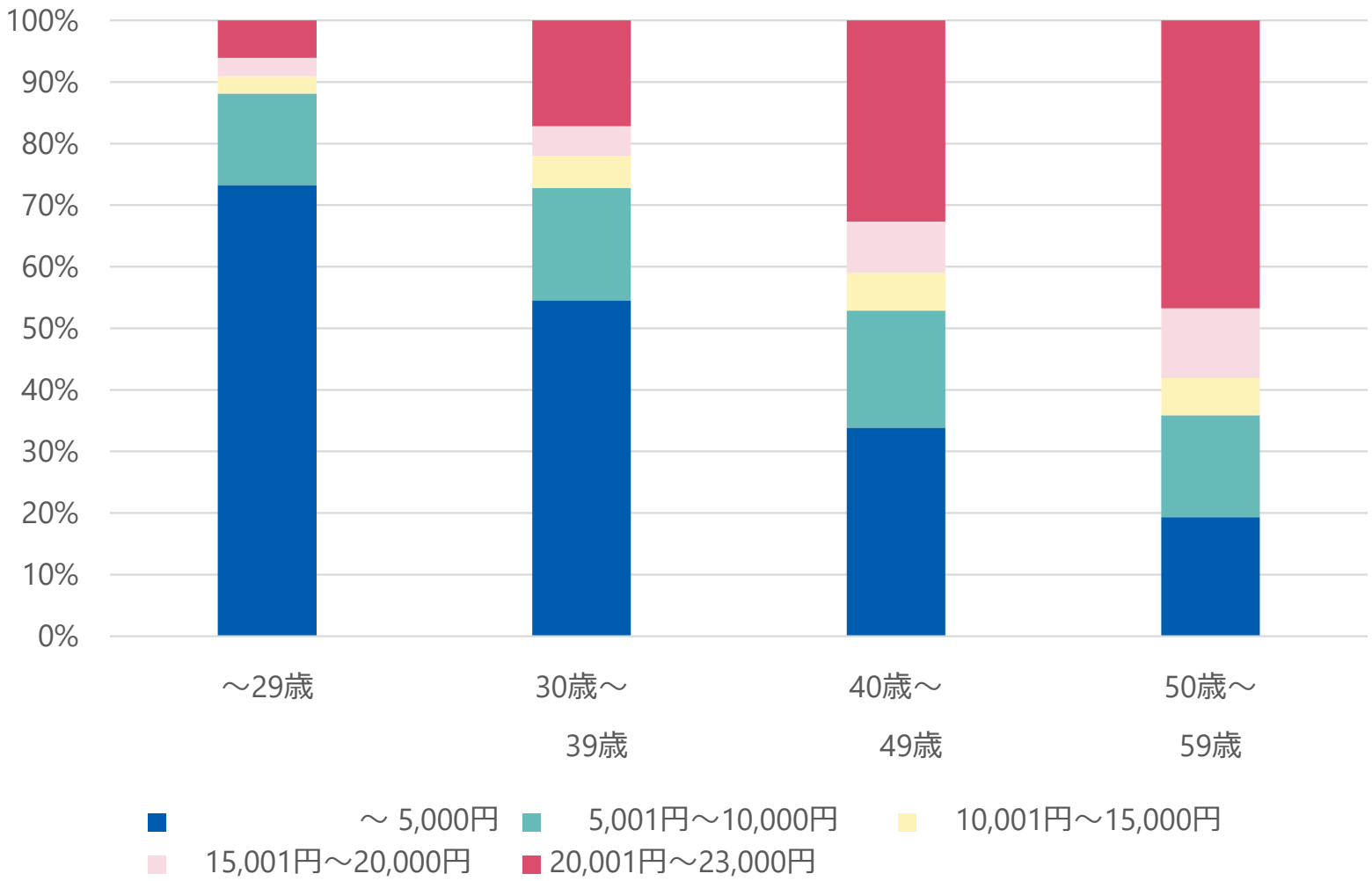

（出典）2025（令和７）年度確定拠出年金運営管理機関業務報告書を基に厚生労働省作成
（注）集計区分は、確定拠出年金運営管理機関業務報告書の作成のために設定されたもの
掛金額は2024（令和６）年12月から2025（令和７）年11月に拠出された掛金総額を加入月数で除した額

企業型DCの掛金総額別の加入者割合

○　拠出限度額が5.5万円、2.75万円のいずれにおいても、掛金額１万円以下の者が半数程度を占めている。

○　同じく、いずれにおいても拠出限度額上限の区分に属する者も一定割合存在する。

企業型ＤＣのみ実施している場合

n＝466.4万人
拠出限度額　月額5.5万円

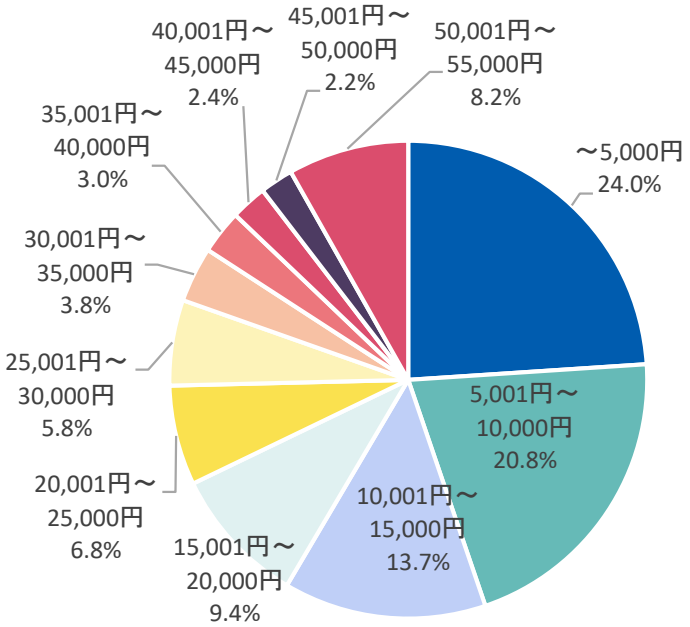

企業型ＤＣとＤＢ等他制度実施の場合

n＝214.2万人
拠出限度額　月額5.5万円－ＤＢ等他制度掛金相当額

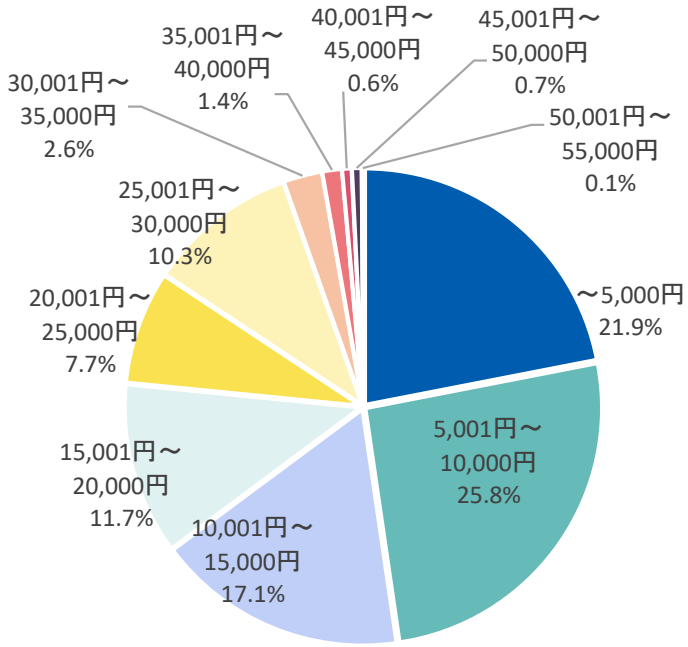

企業型ＤＣとＤＢ等他制度実施の場合（経過措置適用　注２）

n＝219.2万人
拠出限度額　月額2.75万円

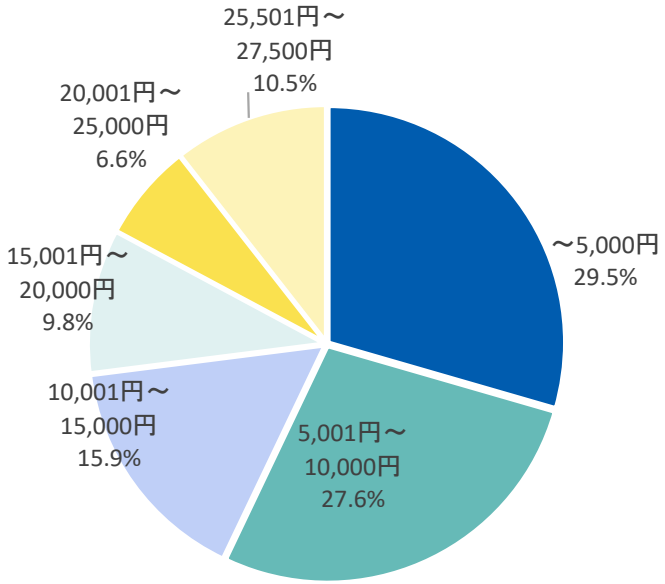

（出典）2025（令和7）年度確定拠出年金運営管理機関業務報告書を基に厚生労働省作成
（注１）集計区分は、確定拠出年金運営管理機関業務報告書の作成のために設定されたもの
　　掛金総額は2024（令和6）年12月から2025（令和7）年11月に拠出された事業主掛金総額と加入者掛金総額の合計額を加入月数で除した額
（注２）確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和３年政令第244号）附則第２項の経過措置が適用される加入者（本経過措置により、拠出限度額を従前の27,500円のままとすることが可能）

企業型DCの年齢階層別の掛金総額の分布

○　事業主掛金額は企業において勤務年数等によって定められていることが多く、高い年齢階層ほど掛金総額が多い者の割合が高い傾向がある。

企業型ＤＣのみの者

n＝466.4万人
拠出限度額　月額5.5万円

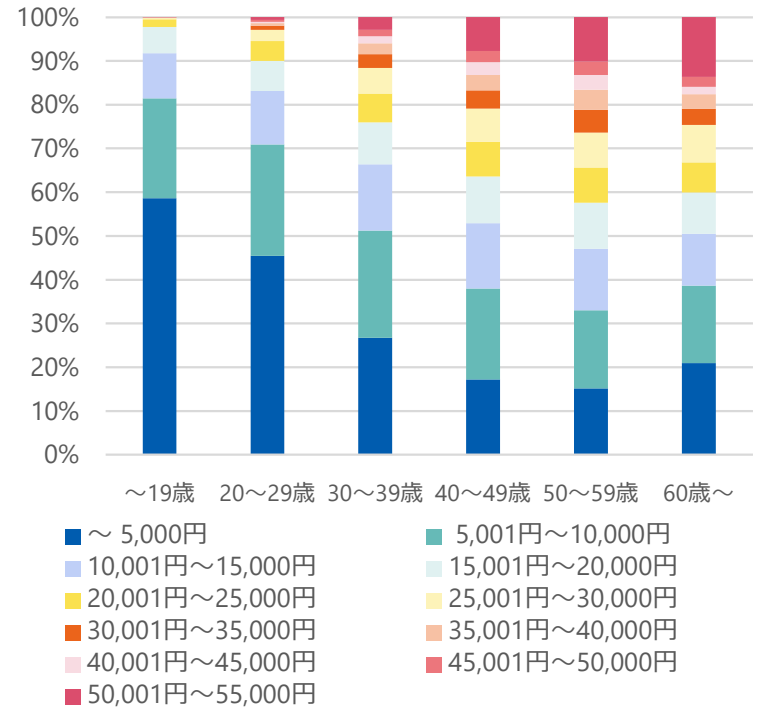

企業型DC＋DB等他制度に加入の者

n＝214.2万人
拠出限度額　月額5.5万円－ＤＢ等他制度掛金相当額

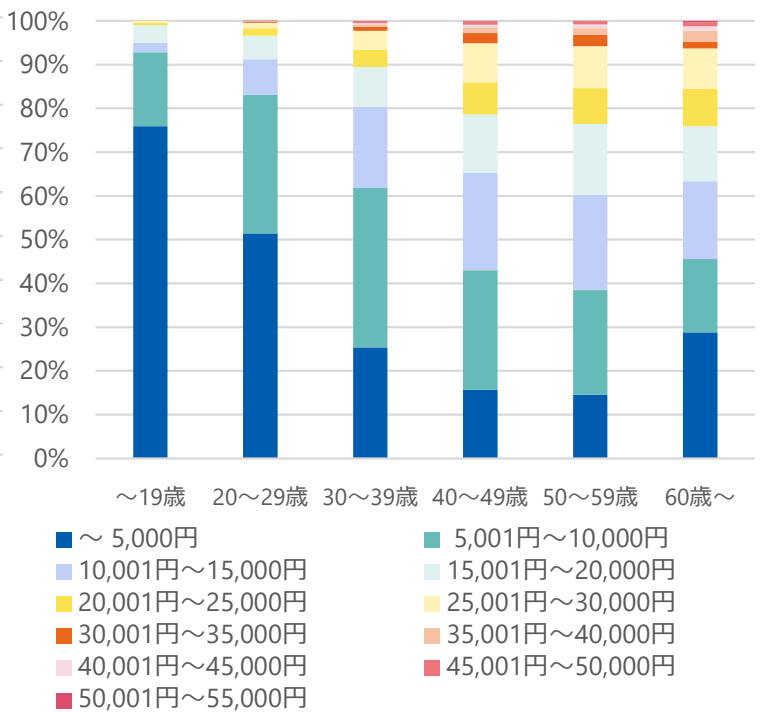

企業型DC＋DB等他制度に加入の者（経過措置適用　注２）

n＝219.2万人
拠出限度額　月額2.75万円

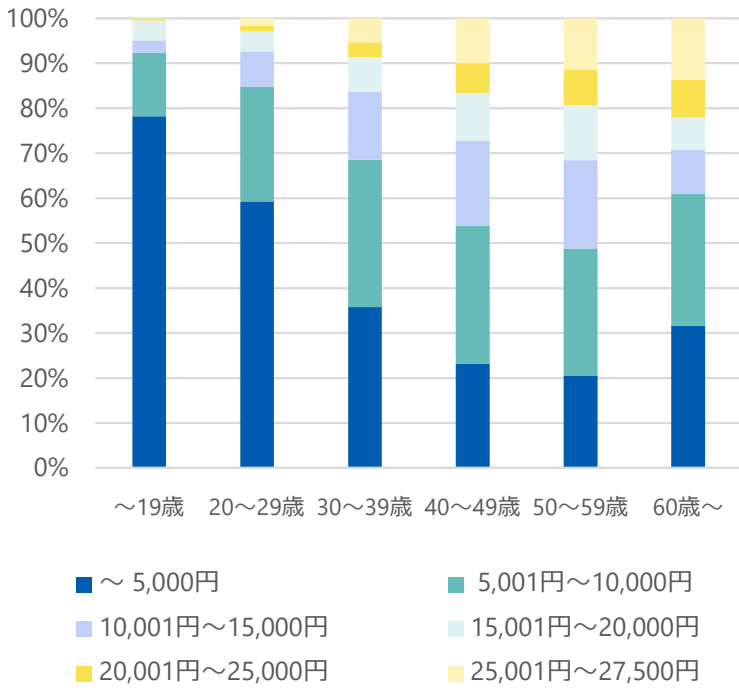

（出典）　2025（令和7）年度確定拠出年金運営管理機関業務報告書を基に厚生労働省作成
（注１）集計区分は、確定拠出年金運営管理機関業務報告書の作成のために設定されたもの
　　掛金総額は2024（令和6）年12月から2025（令和7）年11月に拠出された事業主掛金総額と加入者掛金総額の合計額を加入月数で除した額
（注２）確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和３年政令第244号）附則第２項の経過措置が適用される加入者（本経過措置により、拠出限度額を従前の27,500円のままとすることが可能）

マッチング拠出の導入状況

○　マッチング拠出を導入している事業所の割合は2024年度末時点で20.2%となっている。導入規約数、導入事業所数共に増加しているが、企業型DC導入事業所数全体の増加と比べて緩やかであるため、全体の事業所に占める導入割合は低下傾向となっている。

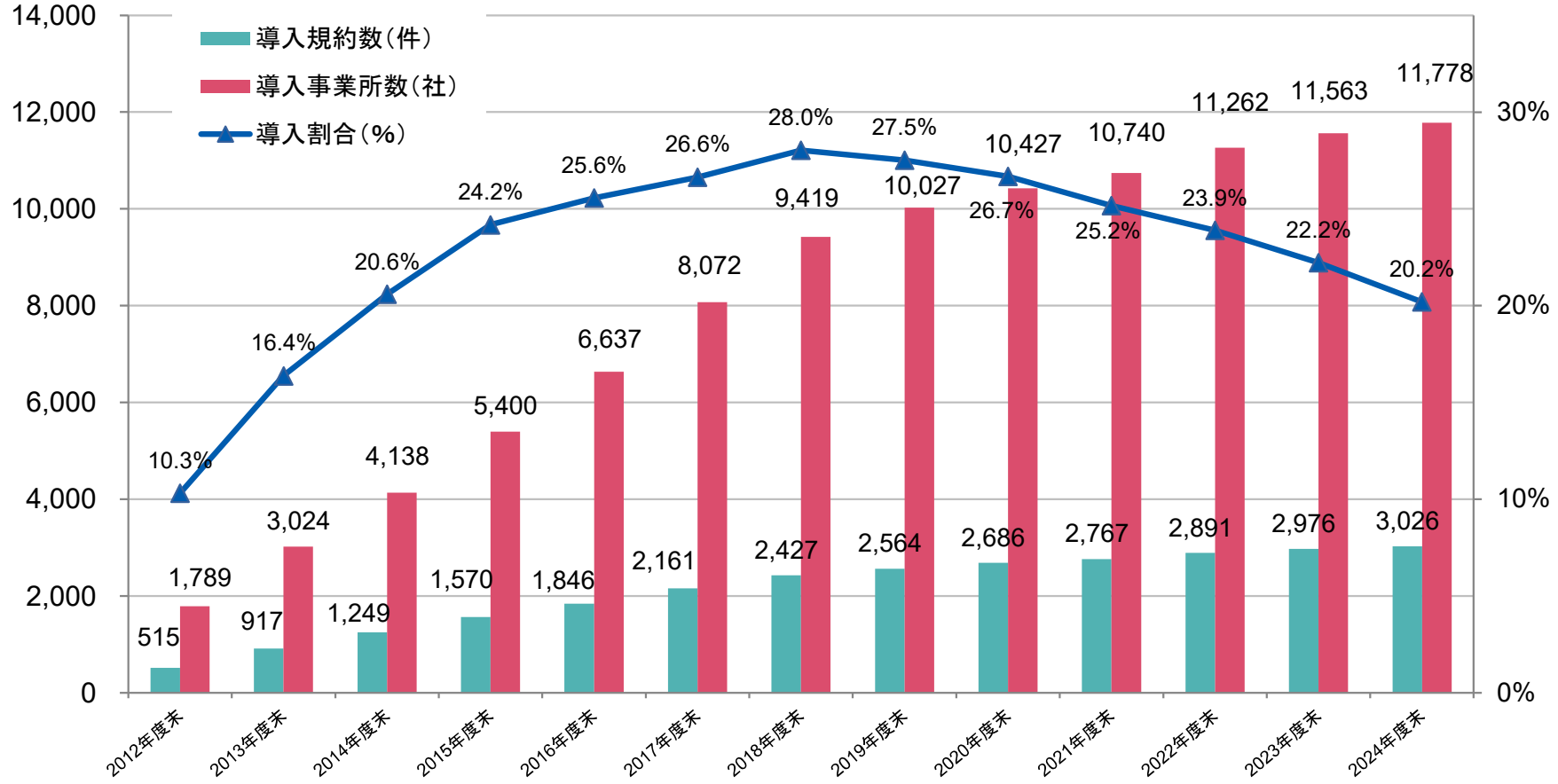

（参考）企業型全体の事業所数（社）

2012年度末	2013年度末	2014年度末	2015年度末	2016年度末	2017年度末	2018年度末	2019年度末	2020年度末	2021年度末	2022年度末	2023年度末	2024年度末
17,356	18,465	20,097	22,336	25,968	30,301	33,599	36,449	39,081	42,669	47,138	52,033	58,326

（出典）運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」
※導入割合は、事業所単位で算出（マッチング拠出導入事業所÷全企業型ＤＣ実施事業所数×100）

3．国民が経済成長の成果を最大限享受するための環境整備

3－1．アセットオーナーの機能向上

国民が経済成長の成果を最大限享受できるよう、公的年金、企業年金、大学などアセットオーナーに、受益者の最善の利益を追求した資産運用を促す。また、その結果として、企業の成長や市場の活性化、良質な金融商品の組成など金融機関における資産運用サービスの高度化に繋げていく。

（2）**企業年金（DB・企業型DC）の情報を公開し、他社比較を可能とする新システムを2027年度中に稼働**させるべく、準備を進める。稼働後も、関係者の意見を踏まえ、定期的に必要な見直しを検討する。また、各企業年金（DB）が、加入者の最善の利益を追求するための備えがあることを点検し、運用力向上を図っていくことを後押しする観点から、**一定の資産規模以上のDBにおけるアセットオーナー・プリンシプルの検討状況を調査**する。また、その結果を踏まえ、追加的な施策を検討する。

3－3．家計の安定的な資産形成の促進

若年層から高齢層まで全世代の国民が金融リテラシーを向上させながら、 個々人のライフプランに沿った形で安定的な資産形成を行えるよう、金融経済 教育の推進や資産形成ツールの充実等を図る。

（1）企業型 DC・iDeCoは、NISAと並ぶ重要な資産形成ツールである。一方で、例えば、iDeCoの加入者数は約400万とNISAの口座開設者数（2,800万超）の1/7以下であり、その差も年々拡大している。金融機関からも制度改善を望む意見が多い。こうした点を踏まえ、加入者にとって魅力的な制度となるよう、更なる制度の改善や広報の充実など、以下を実施する。

次期年金制度改革までに検討

① 様々な要因により一定の年代まで十分な資産形成ができない場合もあることも考慮しつつ、加入者の拠出実態や諸外国の制度（注32）、NISAとの関係等を踏まえ、**あるべき拠出限度額の水準や枠組みについて、次期年金制度改革までに検討**し、その結果に基づき必要な対応を図る。

2026 年度末までを目途に結論を得た上で、その後速やかに実施

② 現在、加入者の約 20%は元本確保型商品のみで運用しており、実質的な 資産価値が毀損し続けるリスクに直面している。このため、**個々人の適切な商品選択をサポートする観点から、以下を検討**する。

- **加入者が金融機関から個別商品のアドバイスを受けられるようにする**（運営管理機関が、金融商品取引業者の立場として行う個別商品の推奨・助言を許容）。その上で、深度ある金融モニタリングを行う。
- リスク許容度に応じた適切な商品選択やリバランスをサポートする観点から、預金や投資信託に限定されている運用商品における**ロボアドバイザーサービス（投資一任契約）の取扱いを整理**する。
- 運営管理機関において、適時適切な商品ラインナップの見直しが実施さ れるよう、**商品除外手続（選択者の2/3以上の同意）を緩和**する。また、**商品ラインナップを35本以下とする現行規定を見直す**。
- 加入者の老後の所得確保という目的を踏まえ、**指定運用方法の設定を促進（義務化を検討等）する**とともに、長期的な資産形成に適した商品を設定していない場合には、その理由を加入者に説明する仕組みとする。

次期年金制度改革までに検討

③ 企業型DC・iDeCoは、NISAと比べ多数の主体が関与する制度であるという実態を踏まえ、**手続の簡素化やコストの低減に繋げるよう、制度の効率化・シンプル化に向け、大胆な改革を次期年金制度改革までに検討**し（iDeCoにおけるプラットフォームとしての国民年金基金連合会の役割を含む）、その結果に基づき所要の法令改正を行う。検討に際しては、公平性の観点のみならず、運営管理機関の負担など制度の持続可能性にも配意する。また、同時に**給付（一時金受取り又は年金受取り）の諸課題、自動移換者の削減策や移換資産の目減り防止策についても検討**する。

④ **iDeCoのメリット（所得控除）等について広報を充実させる**。その際、iDeCoのみではなく、NISAとの相違点や、両制度の併用・使い分けに関する情報を加えるなど、国民の目線に立った広報としていく。

（注32）例えば、米国では 50 歳以上の者に対する追加枠が設けられている。